

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和2年6月10日開会

熊本県南小国町

令和2年度南小国町農業委員会6月総会

1. 開催日時 令和2年6月10日(水)午前10時00分から午前10時20分

2. 開催場所 南小国町自然休養村管理センター 会議室

3. 出席委員 (10人)

1番 杉 安 申 歳 委員	2番 佐 藤 省 市 委員
3番 松 崎 久美子 委員	4番 下 城 孔志郎 委員
5番 佐 藤 竹 良 委員	6番 村 上 文 秋 委員
7番 河 津 篤 委員	8番 北 里 丈 夫 委員
9番 穴 井 堅 委員	10番 武 田 時 吉 委員

4. 欠席委員 (0名)

5. 南小国町農業委員会憲章唱和

6. 会議録署名委員の指名 (3番委員、4番委員)

7. 議案第 6 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

8. 議案第 7 号 令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について

9. 議案第 8 号 農地利用最適化推進委員の選任について

10. 議案第 号 その他

10. 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局 高 村 竜 二

事務局 佐 藤 亮

○会長

おはようございます。

それでは南小国町農業委員会 6 月の総会をただ今から開催いたします。

本日は全員出席しておりますので総会は成立をしております。

また、本田事務局長が都合により欠席でして、高村審議員に出席していただいております。

それから日程第 1 の農業委員会憲章唱和でございますけれど、前回同様コロナ禍ということで今回も省略を致したいと思います。

本日の議案等につきましてもですね、前回同様簡素化した審議にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは日程第 2 の会議録署名委員の指名をいたします。

3 番 松崎久美子委員。4 番 下城孔志郎委員にお願いをいたします。

議案第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

日程第 3 「議案第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。1 ページ目をお願いいたします。

【議案第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 詳細に説明】

次のページをお願いします。

第 18 条関係です。2 件ございます。

番号 1 賃貸人 (〇〇) 〇〇〇〇〇氏 相続人代表 〇〇〇〇氏。賃借人 (〇〇〇) 〇〇〇〇氏。申請物件としまして、大字中原字田ノ口 1 3 8 0-1 番地。台帳・現況地目共に田で面積 9 9 3 m²で、合意成立日、合意解約日、土地の引渡期限は共に令和 2 年 5 月 7 日となっており、解約の理由としまして、双方の合意によるものとなっております。

続きまして番号 2 賃貸人 (〇〇) 〇〇〇〇〇氏 相続人代表 〇〇〇〇氏。賃借人 (〇〇〇) 〇〇〇〇氏。申請物件としまして、大字中原字田ノ口 1 4 0 0-1 番地。台帳・現況地目共に田で面積 9 5 8 m²。同じく 1 4 1 0 番地。台帳・現況地目共に田で面積 8 4 4 m²。合計 2 筆で 1, 8 0 2 m² となっております。合意成立日、合意解約日、土地の引渡期限は共に令和 2 年 5 月 7 日で、解約の理由としまして、双方の合意によるものとなっております。

以上です。

○会長

はい。ただ今説明がございました。

議案等につきましては皆さんに事前に配布しておりますので、皆さんも内容は確認したものと思っておりますので早速質疑に移りたいと思いません。どなたか質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなご意見でございますので、採決に移りたいと思います。

18条受付番号1と受付番号2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますのでこのとおり報告することといたします。

議案第7号

令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について

続きまして日程第4「議案第7号 令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。3ページ目をお願いいたします。

【議案第7号 令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について 詳細に説明】

次の4ページ目から受付コード02030から11ページまでの受付コード02037の案件となっております。

審議については一括でよろしく申し上げます。以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から利用権設定についての、受付コード02030から02037までの説明がございました。

ただ今から質疑を受けたいと思います。

どなたか質問等ございませんでしょうか。

(9番委員手をあげる)

9番。穴井委員。

○9番委員

はい。受付コードの02031の中ですね、これは間違いと思いますが、賃借料のところが300キロとなっております。10アール当たりがですね。これは合計だろうと思いますがいかがでしょうか。

○会長

事務局説明をお願いいたします。

○事務局

おっしゃるとおり、反当たりではなくてですね2筆合計で300キロとなっておりますのでご理解いただければと思います。

○会長

賃借のところの1のところは10アール当たりという言葉が載っているからこの部分を削除か何かしておかないとわからないな。だから合計なら合計ということをごどこかに明示するようにしとかんと。今後はな。

他にございませんか。

質問等ございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなご意見でございますので、採決に移ります。

それでは利用権設定の受付コード02030から02037までの8件について、一括して採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので原案のとおり決定することといたします。このことにつきましては南小国町長へ報告をすることと致します。

議案第8号 農地利用最適化推進委員の選任について

続きまして日程第5「議案第8号 農地利用最適化推進委員の選任について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい。12ページをお開きください。

【議案第8号 農地利用最適化推進委員の選任について詳細に説明】

次のページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律において農地利用最適化推進委員は農業委員が委嘱することとなっております。本議案は来月7月19日をもって3年の任期が満了する農地利用最適化推進委員を委嘱するに当たり、その前段としての現職の農業委員の皆様を選任いただくという趣旨で上程しております。

つきましては新たに推薦された7名の農地利用最適化推進委員の方々の選任にかかる審議をお願いいたします。

なお、14ページにもありますように、本審議に先立ちまして村上会長と河津 篤職務代理者を含む南小国町農地利用最適化推進委員会候補者評価委員会にて、農地利用の最適化に対する熱意と識見の有無や禁固刑や破産宣告等の欠格事由について確認し評価をしていますことを申し添えます。

それでは、氏名、生年月日、年齢、行政区を読み上げさせていただきます。

(7名読み上げる。)

以上です。

今、事務局から説明がございました。

最適化推進委員の一覧の名簿を読み上げたところですがけれども、担当地区につきましては、いちばん右端に書いてあるとおりですね、いつ付けで規約は改正されたかな。ちょっとわかりませんが、皆さんのご意見を伺いながら、地域等については規約を改正されてこのようになったこと

○事務局

○会長

を事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。検討委員会というものをですね昨年の12月から行っておりました、その中で村上会長からもご指摘がありまして、最適化推進員さんの地区割りについて、それぞれの地区です、推薦、応募するにあたりまして地区割りが現状と合っていない部分もあるんじゃないでしょうか、というところで検討に入ったところです。その中であまりにも細かく設定しすぎるとですね推薦・応募の際にちょっと支障が出るというところで、まずは大枠です。大字単位で分けをした点に変更をしたところです。これによって、柔軟にですね推薦・応募ができるというところで今回運用をしたところでございます。そして実際の活動の現場の区割りというのは新体制になってから推進委員さん、農業委員さん含めてですね地図を見ながらどこまで行こうかというところをですね、またご協議いただきたいと思っております。以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございます。

今回の選任についてですけれども、14ページに書いてありますとおりで、5月26日にですね評価委員会を開きまして、確認者4名で推薦された方についてですね評価をして4名の方の合議に基づいてこの方々を決めたところでございます。そして今日7名について農業委員会の方に評価委員会の方から報告という形となっています。

皆さんの審議のほうをよろしく願いいたします。

別紙に書いてありますとおりで、右の14ページに書いてありますとおりで、農業委員会等に関する法律第17条及び同法22条ということで、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者に皆さん該当するというところでございます。それから8条については事務局から補足していただきたいんですけれども、非該当ということでちょっと説明をしてください。

○事務局

はい。14ページです、中段右側にちょっと細かい字で書いてありますけれども、非該当要件第8条関係とあります。こちらが禁固刑を受けているかどうかとですね、破産宣告を申し立てた後にその復権を得ていない者というのは最適化推進委員になることができません。これは農業委員さんも同じなんですけれども、こちらをですね事前に関係部署の方に照会をしまして、該当をしないというところで回答を得ておりますので、こちらに記載したところです。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございます。

皆さん何か質問ございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなことでございますので、裁決に移りたいと思

ます。

農地利用最適化推進委員のこの7名の方について、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますのでこの7名の方を推進委員にすることを決定いたします。委嘱につきましては、新たな農業委員によって委嘱をするような形になりますのでよろしくお願いいたします。

そ の 他

本日の議案はこれで終わりですが、その他何か質問等ございませんか。

はい。ないようでありますので本日の6月の総会はこれで閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年6月11日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 3 番 委 員

署 名 委 員 4 番 委 員

会 議 録 調 整 者 佐 藤 亮

本 誌 表 紙 共 枚